

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市防犯カメラ管理システムに係わる管理サーバ・システム等の保守業務	R4. 4. 1	アイテック阪急阪神株	1,366,200	<p>アイテック阪急阪神株は、令和元年度に実施した防犯カメラ管理システム調達の総合評価一般競争入札において、ネットワークの費用・機能に関し、最安値で適当なものを提案して落札している。</p> <p>また、上記業者は、本件業務の保守対象である防犯カメラ管理システムおよび通信ネットワークの構築者であり、システム・ネットワーク障害発生時の原因調査・復旧作業等を行うために必要な専門知識を有する唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由から、本件業務を履行できる事業者は上記事業者に限られるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	危機管理室 防犯対策担当 (Tel : 322-6238)
令和4年度交通安全教育業務等	R4. 4. 1	一財) 兵庫県交通安全協会	58,913,127	<p>本市では、昭和45年より、本市、兵庫県警察、一般財団法人兵庫県交通安全協会（以下、「協会」とする。）の三者協議により、協会が神戸市交通安全指導員制度を運用しており、これに基づき、協会に対して本業務を委託している。</p> <p>また、協会は、道路交通法第108条の31の規定により、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般財団法人であって、同条第2項第2号に規定する交通事故防止や交通安全に関する啓発活動を適性かつ確実に行うことができると認められるものとして兵庫県公安委員会から県下唯一の「兵庫県交通安全活動推進センター」に指定されている。</p> <p>協会は、三者協議の合意内容に加え、警察等との調整により地域の交通安全活動の中核的役割を担うとともに、多様な交通安全教育を実施できるよう、法令を熟知した職員を多数配置していることから、同協会が唯一対応できる事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	危機管理室 地域安全推進担当 (Tel : 322-5171)
危機管理システム保守・運用業務	R4. 4. 1	(株)エヌ・ティ・ティ・データ関西	18,370,000	<p>(株)エヌ・ティ・ティ・データ関西は、本件業務で運用保守を行う「神戸市危機管理システム」の設計・開発を行った事業者であり、本件業務に必要な専門知識を有する唯一の事業者である。</p> <p>また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することは困難である。</p> <p>以上の理由から、本件業務を履行できる事業者は上記事業者に限られるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	危機管理室 防災体制整備担当 (Tel : 322-6237)